

帯広市文化・学習施設等指定管理者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、「帯広市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する事務処理要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、帯広市民文化ホール、とかちプラザ及び帯広市公園条例（昭和32年条例第46号）別表1に掲げる南公園における指定管理者の候補者の選定を行うほか、施設の適正な管理運営の履行の確保に関し必要な事項を審査するために設置する選定委員会の組織及び運営について、必要な事項を定めるものである。

(名称)

第2条 委員会の名称は、「帯広市文化・学習施設等指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）とする。

(委員)

第3条 選定委員会は7名以内の委員で構成し、その委員は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習部生涯学習文化室長
 - (2) 当該施設の所管課長
 - (3) 総務部長が指定する職員
 - (4) 職員以外の委員（利用者、学識経験者等）
- 2 前項第4号の規定による職員以外の委員は、概ね選定委員の半数を目処に選任することとする。
- 3 職員以外の委員の任期は5年とするが、再任を妨げない。なお、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員と申請団体役員は兼任できないものとする。

(委員長)

第4条 選定委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、要綱第5第1項第4号ただし書きの規定により生涯学習部生涯学習文化室長をもって充てる。
- 3 委員長は委員会の会務を総括し、円滑に運営することを職務とする。

(選定委員会の職務)

第5条 選定委員会は、関係条例、規則、要綱等に基づき、公平な審査により各施設の指定管理者の候補者を選定することを職務とする。

- 2 選定委員会は、各施設の募集要項の内容について協議を行う。
- 3 選定委員会は、指定管理者が実施する管理運営業務について市が行った評価に関し、必要に応じ意見を述べるができるものとする。

(会議)

第6条 選定委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 選定委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 4 第3条第1項第2号に掲げる委員は、当該所管施設に関する事項を取り扱う場合に限り、選定委員会に出席するものとする。

(選定の手法)

第7条 指定管理者の候補者選定に当たっては、要綱及び各施設における募集要項の規定による選定基準等に基づき提出された申請書等を総合的に審査し選定するものとする。

- 2 選定委員会は、要綱第5第3項の規定に基づき必要に応じ申請者に対し提出書類の内容等について任意の聴き取り調査を行うことができる。

(選定委員会の記録)

第8条 選定委員会における委員の自由な発言を保障するため、選定委員会の議事録は作成しないものとする。ただし、公正な選定がなされたことを証するため、選定経過の概要、選定結果及び選定理由を文書に記録するものとする。

(委員の責務)

第9条 各委員は、申請者に係る情報及び委員会における他委員の発言内容、候補者の選定経過等選定委員会において知り得た内容を他に公表してはならない。

(委員への謝礼)

第10条 職員以外の委員については、謝礼を支払うものとする。

2 前項の謝礼の金額は、選定委員会開催1回につき8,500円とする。

(事務局)

第11条 選定委員会の事務局は、生涯学習部生涯学習文化室生涯学習文化課に置くものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、選定委員会において協議し定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年9月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月24日から施行する。